

第3章 用地測量等業務積算基準

第1 適用範囲

この用地測量等業務積算基準は、四国地方整備局の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う土地の調査、測量等に係る業務（以下「用地測量等業務」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負に付す場合の業務費を積算するときに適用するものとする。

なお、この用地測量等業務積算基準により難しい特殊なものについては、別途見積等により積算することができるものとする。

第2 業務費の構成

業務費の構成は、国土交通省が定める設計業務等標準積算基準書（平成13年3月26日付け国官技第48号。以下「積算基準書」という。）第1編測量業務 第1章測量業務積算基準 第1節測量業務積算基準 1-3 測量業務費 1-3-1 測量業務費の構成 のとおりとする。

第3 業務費構成費目の内容及び業務費の積算方式

用地測量に関する業務費の積算は、原則として積算基準書及び積算基準書（参考資料）によるものとし、業務費を構成する各費目の内容については積算基準書第1編測量業務 第1章測量業務積算基準 第1節測量業務積算基準 1-3 測量業務費 1-3-2 測量業務費構成費目の内容 によるものとする。なお、1-3-2 測量業務費構成費目の内容 1. 測量作業費(1) 直接測量費④直接経費(e)その他 のうち、伐木補償に要する費用を計上する場合の支障となる立竹木の伐採に要する費用については、物件移転等標準書に定める単価を計上するものとする。また、業務費の積算方式については、積算基準書第1編測量業務 第1章測量業務積算基準 1-4 測量業務費の積算方式 によるものとする。

なお、登記手数料及び立会人謝金については、成果検定費と同様に諸経費の対象としない。

第4 標準歩掛

用地測量等業務の標準歩掛は、積算基準書第1編測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第1節共通及び第7節用地測量 による。なお、用地調査等業務共通仕様書第60条に定める準拠点の設置については、積算基準書第1編測量業務 第2章測量業務積算基準 第7節用地測量 7-1-4 境界測量のうち、用地境界杭設置の標準歩掛を準用するものとする。

第5 その他

1 履行期間の算定

履行期間の算定は、積算基準書（参考資料）第1編総則 第2章積算基準 第1節積算基準 1-2 履行期間の算定 によるものとする。

2 設計変更

設計変更における業務費の変更については、積算基準書（参考資料）第1編総則 第2章積算基準 第1節積算基準 1-9 設計変更の積算方法 によるものとする。

3 設計等における数値の扱い

設計等における数値の扱いについては、積算基準書（参考資料）第1編総則 第1章総則 第2節設計等における数値の扱いによるものとする。

4 設計表示単位

設計表示単位の取扱いについては、積算基準書（参考資料）第1編総則 第1章総則 第2節設計等における数値の扱い2－3設計表示単位 によるものとする。